

農福連携シンポジウム 農業と福祉 Win-Win の関係づくりの秘訣

北海道内外における 『農福連携』の概要と取り組み事例

作成：一般社団法人北海道総合研究調査会

委託元：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

目次

はじめに

第Ⅰ章 「農福連携」を取り巻く状況

1. 北海道の農業を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 01
2. 障がい者の定義・施策の変遷・就労支援制度・・・・・・・・・・ 04

第Ⅱ章 農業側と福祉側のニーズと課題

1. 農業側の農福連携に対するニーズと課題・・・・・・・・・・ 08
2. 福祉側の農福連携に対するニーズと課題・・・・・・・・・・ 09
3. 営農内容別の農作業項目と障がい者就労の可能性・・・・・・・・ 10

第Ⅲ章 「農福連携」の実践事例

1. 事例調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2. 道外実践事例
 - Case 1：障がい者が「縁の下の力持ち」となりヤギと触れ合える農場として開放・・・・・・・・ 18
有限会社 小林アドバンスデイリー【岡山県岡山市】
 - Case 2：地元大規模農家との連携で、訓練項目に「農作業」を組み込む・・・・・・・・ 20
株式会社 チャレンジドジャパン【宮城県仙台市】
 - Case 3：障がい者の就農に可能性を感じ、障がい者を直接雇用・・・・・・・・ 22
株式会社 阿蘇たいちゃん農場【熊本県阿蘇市】
 - Case 4：社会福祉法人による職員と障がい者が一体となった企業としての農場・・・・・・・・ 24
社会福祉法人 白鳩会花の木農場【鹿児島県南大隅町】
 - Case 5：障がい者とともに働けるように工夫し、付加価値の高い農産物を生産・・・・・・・・ 26
京丸園株式会社【静岡県浜松市】
3. 道内実践事例
 - Case 1：「農福連携」を目指して新規就農・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
合同会社 竹内農園【北海道北広島市】
 - Case 2：道外の食品会社と町が連携して、地域に障がい者の就労の場を創出・・・・・・・・ 30
株式会社 九神ファームめむろ【北海道十勝芽室町】
 - Case 3：障がい者の働く場として運営する本格的なシイタケ栽培・・・・・・・・ 32
社会福祉法人 はるにれの里【北海道石狩市】
 - Case 4：畜産農家が障がい者とともに養鶏を開始し、その後福祉事業に参入・・・・・・・・ 34
有限会社 くさなぎ農園【北海道帯広市】

はじめに

「障害者自立支援法」は、「希望するすべての障がいのある方々が地域で暮らせる社会の実現」を目指し、平成18年度に施行されました。

平成24年6月には、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行うことを新たに基本理念に掲げるとともに、障がい者の範囲や支援の拡大を図るなどして、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（略称：障害者総合支援法）への改正が成立し、平成25年4月1日（一部は本年4月1日）に施行されました。

障がいのある方々の就労の推進は、働いて得る収入の向上による経済的自立の追求とともに、地域に暮らす障がいのある方々の就労を通じた自己実現と社会参加の促進をめざすものです。

「障がいがあっても、いきいきと働くことのできる地域社会の実現」に向けて、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域において、本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められております。

こうしたなか、障がいのある方々の就労の場として、農福連携による就農が最近注目されており、全国各地においても様々な動きが出てきています。しかし、「冬期間農作業が無くなるため障がい者継続雇用に結び付き難いこと」や「農業・福祉関係者双方の情報がお互いに不足していること」等の課題も出ているところです。

本事例集は、こうした課題を解決するための一つのきっかけとして、今後、地域連携により福祉と農業を結び付け、障がいのある方々の雇用創出のためのビジネスモデルの構築が可能となることを目的として作成したものであり、農業側と福祉側のニーズ、道内外の農福連携の実践事例などを内容としており、今後の農福連携に携わる関係者の皆様の取組の参考となればと存じます。

道といたしましては、今後とも「希望するすべての障がいのある方々が安心して地域で暮らせる社会づくり」を着実に進めていくことができるよう、市町村や関係者の皆様と手を携えて、全力で取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成26年11月

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

第 I 章 「農福連携」を取り巻く状況

1. 北海道の農業を取り巻く状況

<北海道を支える農業>

北海道の農業は、他の都府県と比して大規模に展開されており、現在の北海道の農業の産出額は1兆円を超え、食料自給率はカロリーベースでも約200%となっている（図表1）。そのため、北海道の農業が、日本全体への食料供給地域として貢献する重要な産業であるという期待が大きい。北海道の農業は、北海道経済を支え、そして、日本の食を支えているといっても過言ではなく、日本国内外から期待されているところである。

個別の農産物についてみても、図表2のとおり北海道は、てん菜、いんげん、小豆を筆頭に、多くの農産物において生産量全国一を誇っている。特に畑作が盛んで、国内生産の半分以上を占めているものが多数ある。これらの作物は、広大な農地を利用して、大型機械を使用して生産されるという特徴がある。また、道東、道北を中心に牛の飼育が盛んであることから、牛乳や牛肉についても全国一となっている。

図表1 北海道と全国の食料自給率比較

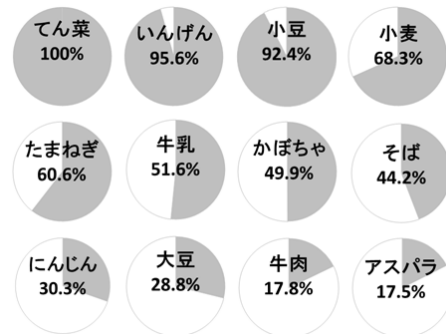
		北海道	全国
平成23年	カロリーベース	191%	39%
	生産額ベース	203%	67%
平成24年	カロリーベース	200%	39%
	生産額ベース	202%	68%

*平成23年は確定値

*平成24年は概算値

資料：農林水産省大臣官房食料安全保障課調べ

図表2 生産量で北海道が全国一の主な農産物



資料：農林水産省「作物統計」「牛乳乳製品統計」「畜産物流通調査」

<北海道農業のエリア別特色>

北海道は面積が広く、地形や気候もさまざまであることから、それぞれのエリアに合わせた農作物が生産されている（図表3）。道央地帯は、稲作を中心に野菜や軽種馬、肉用牛の生産が盛んであり、農業産出額で見ると米、野菜、畜産が多い。道南地区については施設園芸や畑作、果樹などの集約的農業が行われており、野菜、畑作、畜産が多い。道東の畑作地域については、麦、豆、てん菜、馬鈴しょを中心とした大規模機械化農業が展開されており、道北と道東の酪農地帯については農業産出額の9割以上を酪農が占めている。

図表3 北海道農業のエリア別特色（農業産出額の割合）

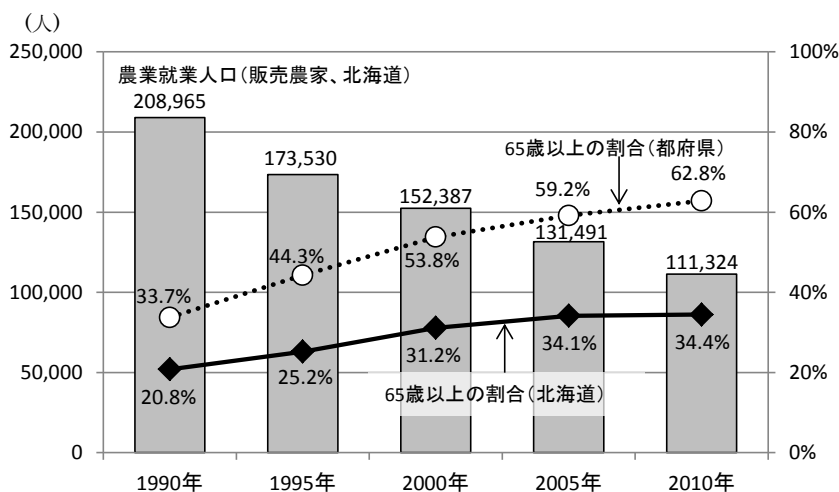


資料：農林水産省「生産農業所得統計」

<農業従事者は減少し高齢化が進んでいる>

図表4は、北海道の農業就業人口の推移と65歳以上の農業者の割合をみたものである。これによると、北海道の農業就業人口は年々減少傾向にあり、2010年は20年前の1990年と比較して半減している。また、65歳以上の割合をみると、北海道及び都府県ともに増加傾向にあるが、北海道の方が都府県と比べて約半分と小さい。都府県のように、農業従事者の半数以上が65歳以上という状況ではないが、北海道についても、農業従事者全体の人口が減っている中で、高齢者の割合が増加していることがうかがえる。

図表4 北海道の農業就業人口（販売農家）の推移と65歳以上の農業者割合

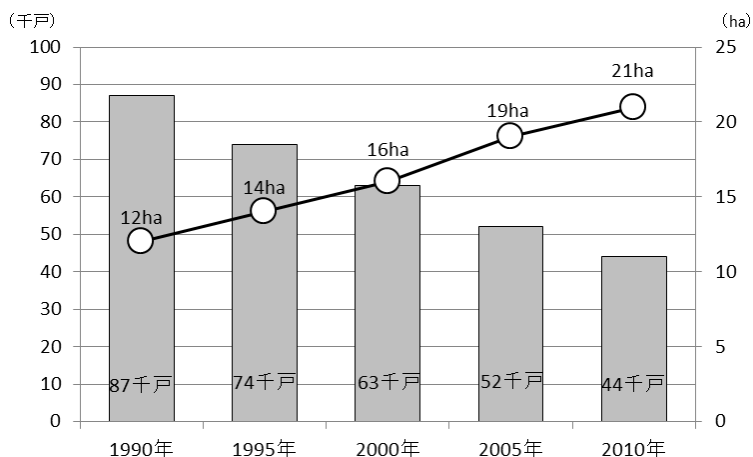


資料：「世界農林業センサス(2010)」

<農家が集約され、大規模化が進んでいる>

北海道の販売農家数と1戸当たりの経営耕地面積の推移をみると(図表5)、販売農家数は年々減少し、ここでも20年前と比べ半減している。その一方、1戸当たりの経営耕地面積は、この20年間で約1.8倍と増加しており、近年で大規模化していることがわかる。

図表5 北海道の販売農家数と1戸当たりの経営耕地面積の推移

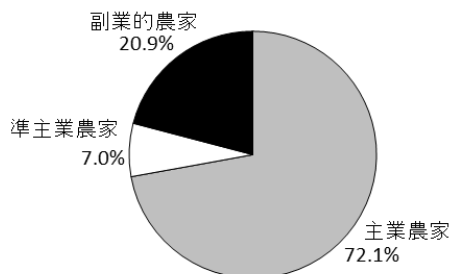


資料：「世界農林業センサス(2010)」

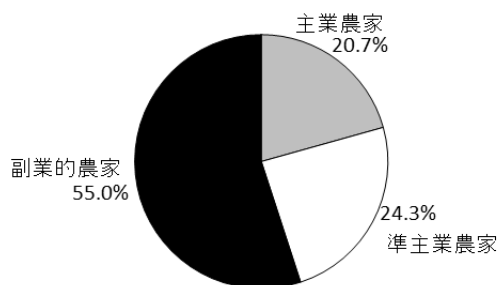
<主業農家が大きな割合を占める>

図表 6-1、6-2 は、農業所得に対する比率によって、いわゆる専業農家か兼業農家の割合を示したものである。「農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、65 歳未満の自営農業従事 60 日以上のある農家」と位置づけられている主業農家の北海道の割合を見ると、都府県と比べて圧倒的に高く 7 割を超えている。

図表 6-1 主副業別販売農家数割合（北海道）



図表 6-2 主副業別販売農家数割合（都府県）



資料：「世界農林業センサス(2010)」

<耕作放棄地が少ない>

図表 7 は耕作放棄地の状況を整理したものである。これによると、北海道の耕作放棄地は 1.62%であり、都府県と比較して非常に低い割合となっている。

図表 7 エリア別耕作放棄地の状況

	経営耕地 面積 (ha)	耕作放棄地 面積 (ha)	合計 (ha)	耕作 放棄地率 (%)
北海道	1,068,251	17,632	1,085,883	1.62
都府県	2,563,335	378,348	2,941,683	12.86

資料：「世界農林業センサス(2010)」

<北海道の農業と障がい者福祉の連携の可能性>

前述のとおり、北海道は全国平均と比べて専業農家が多く、大規模化が進んでおり、都府県と比べると耕作放棄地が低い割合にとどまっている。しかし、担い手の減少や高齢化が深刻な状況にあり、今後も地域の特色を生かした農業生産を継続し、日本全体の食料供給を続けていくためには、新たな担い手確保に取り組んでいく必要がある。

こうした現状の中、農業の新たな展開として、福祉分野との連携事例が出はじめている。農家が障がい者を積極的に雇用している事例、農家と福祉事業者が契約を結んで農作業を受委託している事例、福祉事業者が農地を借りて農業参入し、地元農家がアドバイザーとして協力している事例など、多様な形で農業者と福祉事業者による連携がみられる。

これらが展開されている地域においては、農業を単に農産物を生産するための産業として位置づけるだけではなく、リハビリを目的とした農業機械の開発や、6 次産業化による特産品の創造といった従来の枠組みにとらわれない事業を展開している法人も存在する。こうした分野横断的な取り組みは、農作物の販路の拡大に加え、地域における障がい者の就労機会の増加にも繋がっている。

特に広大な面積を有する北海道においては地域の特性が多様であり、様々な形態の農業が展開されていることから、幅広い人材の活用について検討が進められている。障がい者の就労機会の拡大に限らず、関連する福祉関係者の雇用やコミュニティの創造、6 次産業化の取組による産業の育成など、大きな波及効果が期待できる。このように農福連携は、農業の担い手不足の解消と、障がい者の社会参加を直接的に進めるだけではなく、地域農業の新たな可能性を見出すことが期待される。

2. 障がい者の定義・施策の変遷・就労支援制度

① 障がい者の定義

「障がい者」とは、障害者基本法により「身体障害や知的障害、精神障害があるため、長期にわたって日常生活や社会生活に相当な制限を受ける者」と定義されている。障害者総合支援法では、前記の3障がいに難病患者等を追加して、そのすべてについて福祉サービスの対象としている。(図表8)

身体障がいについては、視覚、聴覚、言語、手足などの機能に関する障がいと、内臓器官などに関する障がい該当する。例えば心疾患による心臓ペースメーカーの利用者や、直腸がんなどによる人工排便孔(ストーマ)の利用者、HIV感染により免疫機能が低下した状態などについても、生活に相当な制限を受けている場合、身体障がいとして位置づけられる。

知的障がいについては、法律上明確な定義はないものの、厚生労働省の知的障害児(者)基礎調査などにおいて、「①発達期の障害であること、②知的機能障害があること、③家庭または社会生活上の適応障害があること」が条件となっている。よって、高齢になってから発症する認知症や、事故の後遺症などを原因とするものについては知的障がいに分類されない。

精神障がいについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質そのほかの精神疾患を有する者」と定義されており、代表的なものとしては、うつ病、統合失調症、不安障害、薬物依存症などがあげられる。

発達障がいは、障害者総合支援法で精神障がいに含まれるものと位置付けられており、代表的なものとしては自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などがある。

その他の障がいとして、障害者総合支援法は難病患者等を支援の対象としている。治療法が確立していない疾病や患者数の少ない特殊な疾病のうち、日常生活や社会生活に相当な制限を受けるものを、政令により対象疾患として指定している。代表的なものとしては、突然の下痢や下血、腹痛を症状とする炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病)や、徐々に体が動かしにくくなり、進行すると身体動作に著しい困難が生じる神経筋疾患(パーキンソン病や脊髄小脳変性症)などがあり、現在130の疾患が難病として指定されている。

図表8 障害者総合支援法による障がい者の定義

障がい種別	定義
身体障がい者	視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害*がある18歳以上の者であって、都道府県知事から障害者手帳の交付を受けた者 ※身体障害者福祉法別表、同法施行令を要約
知的障がい者	知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者*のうち18歳以上の者 ※知的障害児(者)基礎調査(厚生労働省)による定義
精神障がい者	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者*(発達障がい者を含み、知的障がい者を除く)のうち18歳以上の者 ※障害者総合支援法第4条を要約
発達障がい者	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現し、日常生活又は社会生活に制限を受ける18歳以上の者* ※発達障害者支援法第2条第1項・第2項を要約
その他(難病患者等)	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病(政令で定める130疾患と関節リウマチ)による障害で、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける18歳以上の者* ※障害者総合支援法第4条、同施行令、同施行令別表を要約

② 障がい者施策の変遷

わが国における障がい福祉サービスは、戦後、「生活保護法」に位置づけられた救護施設等における取り組みをはじめとして、その後、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）」といった障がい種別に定められた法制度が成立し、それぞれの法律により政策が進められてきた。主な障がい者施策の年表は図表9のとおりである。

昭和30年代以降、日本では高度経済成長をへて国際化が進んだことで、障がい者施策についても新たな展開が生まれた。国連により国際障害者年が指定され、「完全参加と平等」に向けた具体的な行動が各国に要請されたことなどにより、精神衛生法が精神保健法に改正され、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法もそれぞれ改正された。この改正は、ノーマライゼーションの理念のもと、在宅サービスを整備する方針を明確にしたものであり、「施設から在宅へ」という方向性が示されている。また、これらの理念を受けて障害者基本法が制定され、市町村による障害者基本計画（障がい者の福祉を実現する具体的な計画）の策定が義務化されるとともに、障がい者福祉に関する基本的な枠組みが示され、障がい類型として身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つの大きな括りが規定された。以降、精神保健法の改正をへて、社会福祉基礎構造改革へとつながる。

社会福祉基礎構造改革とは、1997年から2000年にかけてなされた福祉に関する改革であり、少子高齢化、低経済成長といった当時の課題に対応すべく、新たな福祉サービスの在り方を見出すためのものであった。この改革は、障がい者が利用すべき福祉サービスを行政が決めるのではなく、①障がい者が自ら福祉サービスの事業者を選択し、対等な立場で福祉サービスの契約を結ぶこと、②民間企業の福祉事業への参入を認めること、③福祉サービスの情報公開と第三者評価を導入することなどを内容とした重要なものであった。この改革により、障がい者が利用料の一部を支払って福祉サービスを利用する「支援費制度」が導入され、民間企業等による福祉サービスの量的な拡大も含めて、全国的に障がい福祉施策が充実していく契機となった。

この改革以降、障がい者福祉に関する施策は、新たな課題への対応をふまえて、障害者自立支援法（平成18年）、障害者総合支援法（平成25年）へとつながる。

図表9 障がい者施策に関する年表

年	内容
1950年（昭和25年）	「 <u>身体障害者福祉法</u> 」施行 「精神衛生法（現：「 <u>精神保健福祉法</u> 」）」施行
1960年（昭和35年）	「 <u>精神薄弱者福祉法</u> 」（現：「 <u>知的障害者福祉法</u> 」）施行
1970年（昭和45年）	「 <u>心身障害者対策基本法</u> 」（現：「 <u>障害者基本法</u> 」）施行
1981年（昭和56年）	「国際障害者年」指定
2000年（平成12年）	社会福祉基礎構造改革
2006年（平成18年）	「 <u>障害者自立支援法</u> 」施行（次ページ参照）
2013年（平成25年）	「 <u>障害者総合支援法</u> 」施行（次ページ参照）

<障害者自立支援法について>

前述の社会福祉基礎構造改革は、障がい福祉サービスの利用者、特に在宅サービスの利用者の増加に寄与したものの、財政上その後の新たな障がい福祉サービスのニーズに対応できないという問題を有していた。さらに、精神障がい者については、支援費制度の対象外となっていたことも問題視された。そこで、障がい種別を超えた福祉サービスの体系づくりや費用を負担する制度の一元化など、障がい者が必要とするサービスを安定して利用できるよう改革を行うことを目的として、障害者自立支援法が制定された。この法律は、障がい種別間のサービス格差を解消する観点から、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいていた福祉サービスを事業内容別に統一し、共通のサービスが受けられる仕組みとした。また、地域間格差を解消するため、サービスの提供主体を市町村に一元化し、地域の実情に応じたサービスが展開されるように改めた。さらに、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する方針が打ち出され、就労対策が強化された。また、これまで福祉サービス費用の不足分は、地方自治体の負担としていたものを、国の一部負担に改め、国の財政責任を明確にした（図表 10）。この法律は、現在の障がい者福祉施策の中核と位置づけられており、現在も同法の施策が障害者総合支援法に引き継がれている。

図表 10 障害者自立支援法の特徴

3 障がいの制度を統一	就労対策の強化
それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービスを事業内容で統一し、障がい種別に関わらず共通のサービスが受けられる仕組みに改めた。	障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するため、一般就労へ移行することを目的とした事業（就労移行支援事業）を創設する等、就労の場を確保するための支援を強化した。
サービス提供主体を一元化	国の財政責任の明確化
それまでばらばらであった障がい福祉サービスの提供主体を市町村に一元化し、地域の実情に応じたサービスが展開される仕組みを定めた。	障がい福祉サービスの利用者増加に対応するため、国による福祉サービスの費用負担を義務化した。

<障害者総合支援法について>

平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法」が施行された（図表 11）。この法律は、いわゆる「制度の谷間」の解消をめざし、これまで障がい者として定義されていなかった難病等（治療法が確立していない疾病に基づく障がい）を障がい福祉サービスの対象とすることが定められた。また、これまで障がい者の共同生活の場について、身体介護が必要な障がい者は「ケアホーム」、身体介護が不要な障がい者は「グループホーム」と分けていたものを「グループホーム」に統合した。さらに、重度訪問介護の対象を、肢体不自由者に加え「重度の知的・精神障がい者」に拡大することなども定められた。

障害者総合支援法は、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として掲げている。

図表 11 障害者総合支援法の特徴

支援対象に難病等を追加	ケアホームをグループホームに統合	重度訪問介護対象者の拡大
障がい福祉サービスの対象として、新たに難病患者等を加え、必要な支援を行えるよう、制度の谷間の解消をはかり、サービス対象者の拡大をはかった。	障がい者の共同生活の場について、これまでは、身体介護の有無によってケアホームとグループホームに分けられていたが、両者のサービスをグループホームに統合することとした。	重度訪問介護の対象を、「重度の肢体不自由者」から拡大し、「重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する者」も対象とすることとした。

③ 障がい者の就労支援制度

障がい者の就労を支援する制度は、前述の障害者総合支援法により、「訓練等給付」の一部として位置づけられている。主な障がい福祉サービスは図表 12 のとおりであり、それぞれに応じた支援が行われている。

「就労移行支援」は、適性に合った職場（企業等）への就労や在宅就労、起業を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、技術を習得することで就労が見込まれる 65 歳未満の障がい者を対象とし、必要な訓練や支援を最大で 2 年間利用できるサービスである。

「就労継続支援 A 型」は、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者を対象としており、通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援を行うサービスである。

「就労継続支援 B 型」は、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障がい者を対象としており、通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約を結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労などへの移行に向けて支援を行うサービスである。

「自立訓練」については、日常生活や社会生活を送るために必要な身体機能と生活能力の向上のための訓練を行うサービスである。身体障がい者にはリハビリなどの機能訓練を行い、知的障がい者と精神障がい者には、入浴や排せつ、食事など、日常生活に関する訓練を行う。それぞれ利用期間が定められており、機能訓練については 18 ヶ月、生活訓練については 24 ヶ月から 36 ヶ月を標準としている。

障がい者がこれらのサービスを利用するためには、居住地の市町村に、障がい福祉サービスの支給申請を行う必要がある。申請を受けた市町村は、申請者の障がいの程度や生活状況などを調査し、支給量を定め、例えば「障害福祉サービス受給者証」を申請者に交付する。訓練等給付の場合、支給量は月毎の日数で示され、その月の日数から 8 日を引いた日数、当該事業所を利用できることとなる。この制度は、知的障がい者や精神障がい者については「療育手帳」や「精神障がい者保健福祉手帳」を所持していなくてもサービスを受けることができるが、身体障がい者については、「身体障がい者手帳」を所持していることがサービスを受けるうえでの原則となっている。

図表 12 訓練等給付による事業のサービス内容

事業種別	サービスの内容	
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて行う、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練 求職活動に関する支援 利用者の適性に応じた職場の開拓 就職後における職場への定着のために必要な相談や支援 	
就労継続支援 A 型	<ul style="list-style-type: none"> 生産活動その他の活動の機会の提供（雇用契約に基づく） 就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練 その他の必要な支援 	
就労継続支援 B 型	<ul style="list-style-type: none"> 生産活動その他の活動の機会の提供（雇用契約は結ばない） 就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練 その他の必要な支援 	
自立訓練	機能訓練	対象：身体障がい者 <ul style="list-style-type: none"> 理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション 生活などに関する相談、助言 その他の必要な支援
	生活訓練	対象：知的障がい者・精神障がい者 <ul style="list-style-type: none"> 入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練 生活などに関する相談、助言 その他の必要な支援

第Ⅱ章 農業側と福祉側のニーズと課題

「農福連携」の実践には、農業側・福祉側それぞれが持つ「ニーズ」と、双方の理解が必要である。相手のことをよく知る努力をし、対等な立場で関係を構築することが必要と考えられる。

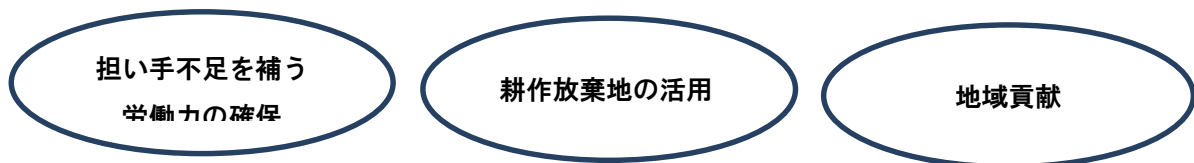
第Ⅱ章では、農業側と福祉側それぞれのニーズと連携をしていく上での課題を整理する。また、農作業項目ごとに障がい者就労の可能性についてまとめる。

1. 農業側の農福連携に対するニーズと課題

① 農業側のニーズ

農業側が「農福連携」に関し、福祉側に対して期待することとして、「担い手の不足を補う労働力の確保」、「耕作放棄地の活用」、「地域貢献」の3つが挙げられる。最も大きな期待としては、農業従事者の減少・高齢化に伴う労働力不足を補うことである。季節や天候によって作業量が大きく変動する農作業は、他職種に比して人材の確保が難しいとされており、今後さらに労働力不足が深刻化すると考えられる。加えて管理されていない農地は、病虫害の発生や景観の悪化など近隣に与える影響が大きく、何らかの形で活用されることが求められているため、耕作放棄地の活用を担う存在としての期待もある。さらに、農業側が地域貢献を行う方法としての農福連携がある。農業により障がい者の就労機会を提供することで、地域の人的資源を活かし、交流が活発になることが期待できる。

図表 13 農業側のニーズ



② 農福連携を実現するための農業側の課題

農福連携を実現するためには課題も存在する。最も大きな課題は、「作業の平準化が難しいこと」が挙げられる。特に田畑で農産物を栽培する場合、季節・天候によって作業量や内容が大きく異なる。収穫期には多くの労働力が必要となる一方、冬期間などの農閑期にはほとんど作業が発生しないため、通年雇用が難しい。また、日々の作業についても、急な雨によりその日の作業ができなくなったり、台風の接近で急にビニールハウスの補強が必要になったりするなど、臨機応変な対応を迫られる場面が多いことから、障がい者の就労環境として適しているとは言い難い。

その他にも、栽培している作物によっては水田、畑、ハウス、倉庫など様々な場所で作業をすることになり、狭いあぜ道や農作物の間を移動する場面もある。そのため、農業側としては、障がい者が安全に作業できる環境を整備する必要がある。

室内作業が主となる「施設野菜」や、年間を通して作業内容の変化が少ない「酪農・畜産」など、営農内容によって就労環境は大きく異なることから、どのような作業がどのような障がい者の就労に適しているのかといった検証が進んでいないことも課題として挙げられる。

図表 14 農福連携を実現するための農業側の課題



2. 福祉側の農福連携に対するニーズと課題

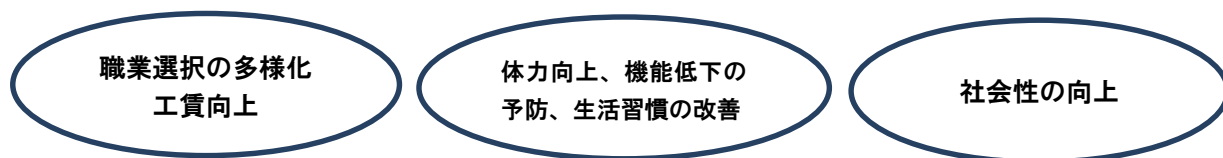
① 福祉側のニーズ

福祉側が「農福連携」に関し、農業側に期待することとして、障がい者の「職業選択の多様化と工賃向上」が挙げられる。農業には、多様な仕事があり、それらを分割することで、障がい者それぞれの得意分野を活かした働き方が可能となる。よって、「働く場が欲しい」、「工賃を上げたい」という福祉側のニーズを満たすことができる。

また、福祉側には、農作業によって障がい者の体力向上や機能低下の予防、生活習慣の改善を図りたいというニーズがある。農作業は基本的に日中の屋外で行われるため、日光を浴びながら体を動かすことで、生活にメリハリがつき、生活習慣が改善することが期待できる。

さらに福祉側は、農福連携による障がい者の社会性の向上を期待している。農作業や、加工や販売といった形で収穫した農産物を活用する中で、障がい者が地域の人と触れ合う場面が増えることで、地域の人々の障がいに対する理解が進み、ひいては障がい者の社会性の向上につながることを期待される。

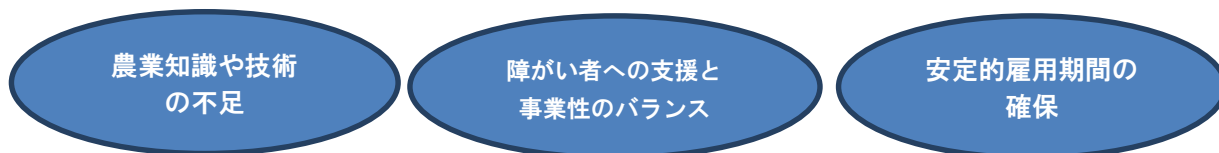
図表 15 福祉事業者側のニーズ



② 農福連携を実現するための福祉側の課題

農福連携を実現するためには、福祉側の課題も存在する。農業は、専門知識や技術が必要で習熟に時間が必要であるため、ある程度の規模で安定した量の農産物を生産するためには「職員の農業知識、技術不足」を補う必要がある。また、農業側と連携する場合、農業側が求める作業期間や作業量を達成しなければならないが、あくまで障がい者支援の一環で事業を行っている場合、対応が難しい場面が出てくることが考えられる。また、福祉側としては、農福連携について、安定的な雇用期間の確保が難しい、という課題が存在し、これは、農業側の課題である「作業の平準化」と一体である。冬期間の農作業が困難である北海道は、冬期間における雇用を確保するため、加工や販売、観光など6次産業化を含めた双方の工夫が求められる。

図表 16 農福連携を実現するための福祉側の課題



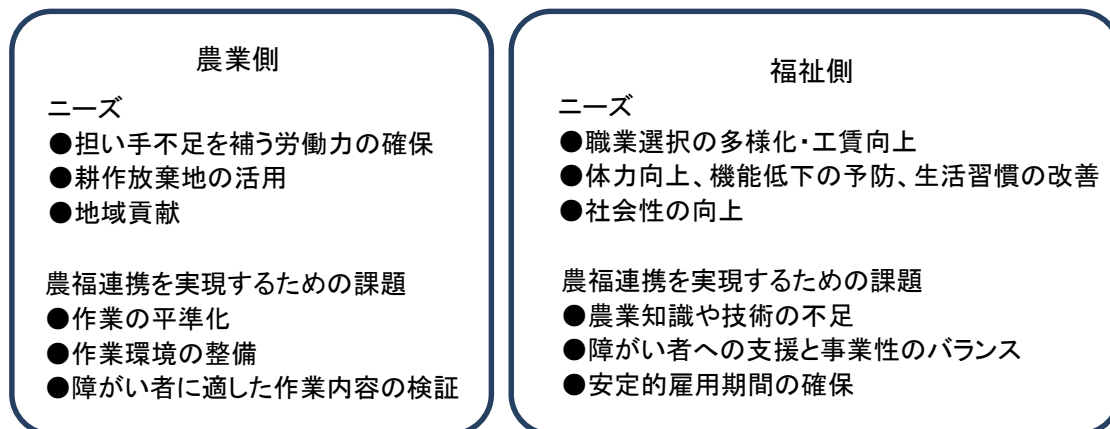
3. 営農内容別の農作業項目と障がい者就労の可能性

前項でも述べたように、「農福連携」の実現には、農業側と福祉側双方が抱えているニーズがかみ合うことで、双方の課題が解消されることがポイントとなる。(図表 17)

これらの課題をクリアして、農業現場で障がい者が就労できた場合、具体的にどのような仕事があり、障がい者がどのような作業を行うのかについて、既存文献およびヒアリング調査をもとにまとめる。

ここに記載した内容は、あくまで当会が調査する中で得た情報を整理したものであるため、実際にすべての農業者や障がい者就労に当てはまるわけではないことを留意していただきたい。

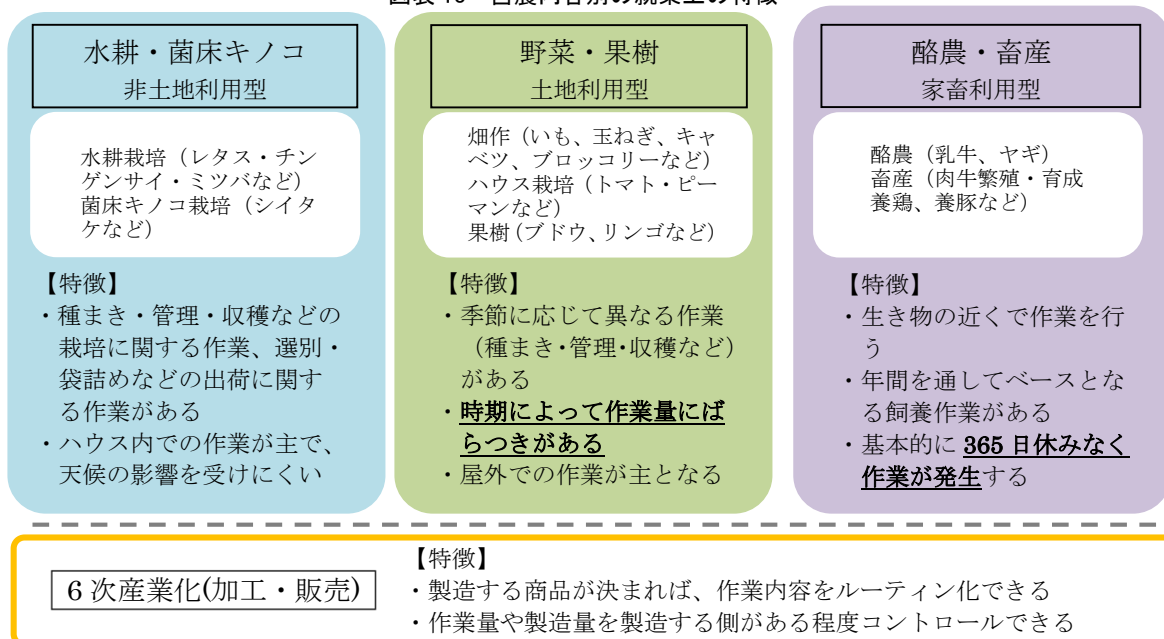
図表 17 農業側と福祉側のニーズと課題



なお、障がい者の農業分野における就労環境や作業は、生産している作物や栽培方法によって異なるため、営農内容ごとに作業項目と障がい者就労の可能性を整理した。

営農内容ごとの特徴は、水耕栽培や菌床キノコ栽培などに代表される「非土地利用型」は、ハウス内の作業が主であるため、天候や季節による影響を受けにくく、作業内容もある程度平準化することができる。一方、野外での作業が中心となる野菜や果樹といった「土地利用型」は、季節によって作業内容が異なり、天候によって急に作業内容が変更になることもありうる。酪農や畜産といった「家畜利用型」は、年間通して給餌や畜舎清掃などの飼養作業があり、生き物相手であるため、基本的に 365 日作業がある。「6 次産業化」については、加工・販売などに応じて作業内容の選択肢に幅がある。(図表 18)

図表 18 営農内容別の就業上の特徴



① 非土地利用型

<水耕栽培>

水耕栽培は、一般的な農業と比して作業の規格化が容易であり、障がい者が担うことのできる作業が多い。野菜の根元に培養液を循環させ、水分や養分、温度や光をコントロールして栽培する方法であり、少ないスペースを有効に活用し、大量の野菜をほぼ規格どおりに生産できる。

施設については、ビニールハウスなどによる簡易なものから、本格的な無菌室まで幅広い形態があり、車いすで作業できるように設計するなど、障がい者就労に特化することも可能である。初期投資や維持費が一般の農業よりは高くなるというデメリットがあるものの、短期間で収穫可能な作物を繰り返し生産できるというメリットがある。養分などを完全にコントロールできることから、高品質路線に特化して生産することもできる。野菜工場と呼ばれることもあり、一般的な農業とは異なる経営センスが求められる業態といえる。

図表 19 水耕栽培の作業内容と障がい者就労の可能性

作業名	作業内容	障がい者就労の可能性
種まき 育苗 ^{※1} 育苗管理	<ul style="list-style-type: none"> スポンジまたは専用の育苗トレイに一定の個数の種をまく 種をまいたスポンジを培養液に浸し、発芽させる 本葉が出るまで、温度や水分を管理する 種まきについては、手でまく、専用の道具を使用するなど、様々な方法がある 	<p>障がい者が担える可能性は高い</p> <p>【作業例】</p> <ul style="list-style-type: none"> スポンジや種を運ぶ作業 スポンジや育苗トレイに、種を手でまく作業 スポンジや育苗トレイを培養液に浸す作業 温度や水分の管理については、自動、または熟練者が行う <p>◎</p>
定植 ^{※2} 栽培管理	<ul style="list-style-type: none"> 本葉が2・3枚になったら定植を行う 培養液が循環する定植台に、発芽した苗をスポンジごとはめ込む スポンジの下部から出た苗の根が、培養液に浸かる仕組みとなっている 培養液の成分、濃度、温度などを管理して、作物を成長させる 	<p>一部の作業を除いて、障がい者が担える可能性は高い</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 苗をスポンジごと分割し、定植台にはめ込む作業は、単純作業に分割することが可能である 温度や水分の管理については自動、または経験を要する 生育状態の観察については、経験が必要である <p>○</p>
防除 ^{※3}	<ul style="list-style-type: none"> 無菌室などで管理されている場合は必要ないが、病害虫の発生を予防する必要がある 専用の機械を使用し虫を取る、使用機材を消毒するなどの方法がある 	<p>適材適所であれば、障がい者が担える可能性は高い</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 清掃や消毒の徹底など、衛生的な環境を維持するため、熟練者の指示が必要である <p>○</p>
収穫	<ul style="list-style-type: none"> 作物をスポンジごと定植台から外す 根を切り、スポンジを取り外し収穫する 収穫後、双葉や種殻を除去する 	<p>障がい者が担える可能性は高い</p> <p>【作業例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定植台からスポンジを外す作業 根を切る作業 双葉や種殻を除去する作業 <p>◎</p>
出荷	<ul style="list-style-type: none"> 収穫物をパックや袋に詰める シールなどで封をし、ラベルやバーコードなどを貼る 出荷用段ボールなどに詰める 	<p>障がい者が担える可能性は高い</p> <p>【作業例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計量作業 袋に入れ、ラベルなどを貼る作業 出荷用段ボールに入れる作業 <p>◎</p>
その他 準備 清掃など	<ul style="list-style-type: none"> 作業場、機材などを清掃、消毒する スポンジの切り分け、段ボール組立てなどの準備をする 苗、収穫物、使用機材などを運搬する その他、施設の管理作業などがある 	<p>一部の作業を除いて、障がい者が担える可能性は高い</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理的な作業以外は軽作業が多い 機械化の程度により、求められる作業は異なる <p>○</p>

※1 植物の苗を一定期間人工的な環境（ハウス内など）で管理し、発芽・育成する作業のこと。

※2 一定の大きさに育った植物の苗を、田畑（水耕栽培の場合は定植台と呼ばれる専用の場所）などの育成環境に植えかえること。

※3 農作物の病害、虫害を防ぎ、除くこと。農薬などの使用や、虫取りなどの作業を指す。

＜菌床キノコ栽培＞

菌床キノコ栽培は、単位面積当たりの収益が高く、障がい者就労が進んでいる分野の一つである。ビニールハウスや倉庫などを利用して日陰の環境を作り、温度や湿度をコントロールした上で、専用の培地に菌を植え付けてキノコを生産する。作業の多くは軽作業である。

一定の設備投資が必要とされるが、古くから菌床キノコ栽培に取り組んでいる福祉施設が多く、障がい者就労のノウハウが蓄積されているというメリットがある。一般的な農業とは異なり、菌を育てるという作業であることから、施設に合わせた経験が要求される場合が多い。近年の健康ブームを受け、キノコの消費量は堅調な状況にあり、消費されるキノコの種類も増えていることから、販路の拡大と合わせて新たな展開が期待できる。

図表 20 菌床キノコ栽培の作業内容と障がい者就労の可能性

作業名	作業内容	障がい者就労の可能性
ばいち培地※1の作成 袋詰め	<ul style="list-style-type: none"> おが屑や栄養材などを所定の比率で混ぜ合わせ、キノコを育てるための培地を作る 作成した培地を瓶や袋などに詰める 水分量の調整や、異物の除去が必要な場合がある 	◎ 障がい者が担える可能性は高い 【作業例】 <ul style="list-style-type: none"> おが屑などの運搬作業 おが屑と栄養材の混合、攪拌、異物の除去作業 培地の詰め作業
滅菌 接種※2	<ul style="list-style-type: none"> 高温釜を使用して、袋詰めした培地を滅菌する 滅菌した培地を滅菌状態のまま冷やし種となるキノコ菌を植え付ける 滅菌状態を維持するため、特別な施設を必要とする 	△ 熟練を要する 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> 滅菌過程については、高温になる釜を使用するため、危険が伴う 滅菌状態を維持するため、特別な配慮が必要である キノコ菌の植付けも、除菌の徹底など経験を要する作業が多い
菌床※3の育成 (培養) 発生 管理	<ul style="list-style-type: none"> キノコ菌を植え付けた培地を、一定の温度と湿度が保たれた暗所に保管し、キノコ菌を培養して菌床を作る 菌床に刺激を与え、キノコを発生させる 温度や湿度、水分や光量を管理し、キノコを成長させる 	◎ 熟練者の指示により、障がい者が担える可能性は高い 【作業例】 <ul style="list-style-type: none"> 菌床を水に浸し、水分を調整する作業 カビやダニなどを除去する作業 キノコを発生させるため、水に漬けるなど刺激を与える作業 温度や湿度、光量を調整するため、菌床を移動する作業
収穫 出荷	<ul style="list-style-type: none"> 袋栽培の場合、一定の大きさに育ったキノコを順次収穫する 収穫したキノコを、一定の規格に応じて瓶や袋に詰め、出荷作業を行う 	◎ 障がい者が担える可能性は高い 【作業例】 <ul style="list-style-type: none"> 異物の除去作業 計量作業 袋に入れ、ラベルなどを貼る作業 出荷用段ボールに入れる作業
その他 菌床処分 施設消毒 清掃など	<ul style="list-style-type: none"> 使用済みの菌床などを処分する 定期的に、施設を消毒する 施設や機械類の清掃などを行い、清潔な環境を維持する 	○ 適材適所であれば、障がい者が担える可能性は高い 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> 使用済み菌床の運搬や清掃など、定型的な業務の抽出が可能である

※1 細菌や細胞を培養するための養分などを含む固形の物質。この場合、キノコ菌を培養するための栄養とおが屑などを混ぜ合わせたもの。

※2 特定の細菌や細胞を繁殖させるため、専用の場所に細菌や細胞を植え付けること。この場合、キノコ菌を培地に植え付けることを指す。

※3 菌を植え付けた後の培地のこと。

② 土地利用型

<野菜>

野菜類の栽培について、作業内容は季節と天候に左右され、特に北海道では冬期間の作業が少ないという特徴がある。また、生鮮野菜の場合、保存のきかない物が多いことから、収穫期に作業が集中する傾向がある。大規模農家については、冷蔵倉庫の設置や作業の機械化を進めているが、種まき、定植、収穫、出荷といった農繁期には、やはり多くの人手を必要とする。このことから、野菜類の栽培は、求められる作業の種類が多く、且つ一時期に作業が集中する傾向がある。この傾向は、障がい者の適性にあった作業を見つけやすい反面、高い作業効率やノルマが求められるというデメリットもある。しかしながら近年は、有機、低農薬、無農薬栽培などにより高付加価値を目指す農家が増えており、手作業を担う人材のニーズは高い。また、直売所の設置やファームレストランの運営など、6次産業化を志向する農家も増えつつあることから、障がい者が働く場として期待が持てる。

図表 21 野菜の作業内容と障がい者就労の可能性

作業名	作業内容	障がい者就労の可能性
畑の準備 土づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・畑に堆肥などを散布したあと、耕して整地する ・トラクターでの作業が一般的であり、春先か収穫後に行われる ・小面積の場合スコップやクワを使用した手作業も可能である 	△ <ul style="list-style-type: none"> ・熟練を要する 【理由】 ・機械の取付けや修理といった作業が伴い、トラクターなどを適切に操作する能力が求められる ・小面積の肥料まきなど、手作業の範囲は限られている場合が多い
種まき 育苗※1	<ul style="list-style-type: none"> ・セルトレイ（苗を育てるためのくぼみを並べたトレイ）に土と種を入れる ・ハウス内で温度と水分を管理し、苗を育てる ・種まき機もあるが、手作業の場合、小さな種を一つずつセルトレイのくぼみに入れる ・育苗は、ハウスの開け閉め、水遣りにより、温度や湿度を管理する 	◎ <ul style="list-style-type: none"> ・作業の分割が可能であり、障がい者が担える可能性は高い 【作業例】 ・セルトレイに土を入れる、種を入れる、土をかける作業 ・セルトレイをハウス内に並べる作業 ・露地の場合、一定の間隔を計り、穴を掘る作業 ・掘った穴に種を入れる作業
定植※2 管理作業	<ul style="list-style-type: none"> ・育てた苗を畑に植え替える ・畑にビニールを敷く（マルチ）、ビニールをかける（トンネル）、支柱を立てる ・植え替えから収穫までの間、農薬や栄養剤の散布、病害虫予防、草取りなどを行う 	○ <ul style="list-style-type: none"> ・作業によっては障がい者が担える可能性は高い 【理由】 ・熟練者の指示により、作業の分割と単純化が可能である ・多様な作業の中から、障がい者の適性に応じた配置が必要である ・農薬の使用は慎重な作業が求められる
収穫 出荷	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の色、形、大きさに育った野菜を収穫する ・収穫時、または収穫後、傷のある野菜を除いて、大きさなどで選別する ・選別したものを袋詰め、箱詰めする ・卸先、販売先に運ぶ 	○ <ul style="list-style-type: none"> ・選別以外の作業について、障がい者が担える可能性は高い 【理由】 ・選別は、色、形、大きさなど複数の要素を同時に判断する必要がある ・選別以外は定型的な作業が多い
加工 販売	<ul style="list-style-type: none"> ・サラダ、漬物、ジュースなど、作物に応じた様々な加工方法がある ・直売所、ネット販売、ファームレストランなどで、消費者に直接販売する ・加工、運搬、箱詰め、接客、清掃など、業務の幅が広がる 	○ <ul style="list-style-type: none"> ・適材適所であれば、障がい者が担える可能性は高い 【理由】 ・加工については、工程を分割して単純化する必要がある ・作業の種類が増えることで、シール張り、箱詰めなど単純作業の抽出が可能である

※1 植物の苗を一定期間人工的な環境（ハウス内など）で管理して、発芽・育成する作業のこと。

※2 一定の大きさに育った植物の苗を、田畑などの育成環境に植えかえること。

<果樹>

果樹は、苗木の状態から育てた場合、収穫まで最低でも3年程度の期間が必要である。苗が小さいうちは手入れの必要が少ないものの、北海道の場合は雪の対策が必要となる。果樹の場合、地域の気象条件や土地の状況によって栽培できる品目が異なっていることから、それぞれの地域に合わせた栽培技術により、ブランド化されている果実が多い。現在、北海道ではリンゴやブドウをはじめとした様々な種類の果樹が栽培されている。冷涼な気候により、低農薬で色鮮やかな果実ができるという特徴がある。果実の加工や直売、くだもの収穫体験などを行っている農家の場合、農作業以外にも様々な仕事があることから、障がい者就労の可能性は高いものと考えられる。また、近年はワイン用ブドウの栽培が話題になっており、ワイナリーでの就業や北海道観光と合わせた就業の展開も今後、期待される。

図表 22 果樹の作業内容と障がい者就労の可能性

作業名	作業内容	障がい者就労の可能性
果樹苗の植付け 剪定※1	<ul style="list-style-type: none"> 苗の大きさに合った穴（直径30センチ程度）を掘り、根が広がるように植える 土をかけ、根が切れない程度に固定する 根が張るまでは添え木をして、苗が倒れないように固定する ツル性の果樹（ブドウなど）は果樹棚などを設置する 木の枝の勢いを見て、将来活用しない枝を剪定する 	△ 熟練を要する 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> 果樹の苗は、収穫可能になるまで3年以上の年月を要し、将来の経営に対する影響が大きい 剪定に関しても、果樹の性質を十分理解した上での作業となる 一定の身体能力があれば、熟練者の補助業務が可能である
除雪 除草 肥料まき 農薬まき	<ul style="list-style-type: none"> 雪の量や果樹の種類によって、定期的な除雪作業が必要となる 刈払機や草刈り機などを使用して、定期的に草刈りを行う 木の根を意識しながら肥料をまく（トラクターで土を浅く起こしながら行う場合もある） 病害虫の発生を抑えるため、葉や枝などに向けて農薬を散布する 	○ 作業によっては障がい者が担える可能性は高い 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> 刈払機の使用には注意が必要である ツル性の果樹は、ツルを傷つけないように注意して草刈りをする必要がある 農薬散布は危険を伴う場合が多い 熟練者の補助業務は可能である
芽掻き※2 摘花※3 受粉	<ul style="list-style-type: none"> 不要な枝を、芽が出た段階で除去する 養分が効率よく果実にいきわたるように、余分な花を落とす 受粉には、自然受粉、人工授粉、ハチを利用した受粉などの方法がある 	○ 作業によっては障がい者が担える可能性は高い 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> 不要な枝や花を判断する必要がある いずれの作業についても、熟練者の指示があれば可能である
摘果※4 袋かけ 防鳥	<ul style="list-style-type: none"> 不要な果実を落とし、主となる果実に栄養を集中させる 病害虫や日焼けを防止するため、果実に紙袋などをかける 果樹の種類によっては、鳥害があるためネットなどを張る 	○ 作業によっては障がい者が担える可能性は高い 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> 摘果は、枝についている果実の個数や大きさを判断する必要があり難しい 袋かけは、単純作業に細分化することができる ネット張りなどは、人数を要する作業である
収穫 選果※5 箱詰め	<ul style="list-style-type: none"> 傷などにより果実の価値が下がるため、収穫についてはほとんどが手作業となる 収穫した果実をコンテナに収め、選果場や直売所に運ぶ 贈答用、一般市場用、消費用など、色や型に応じて果実を分け、箱に詰める 	○ 作業によっては障がい者が担える可能性は高い 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> 収穫適期か否かについて判断が必要だが、収穫以降の作業については単純化、細分化が可能である 果実の選別は判断を要するが、箱詰めなどについては単純作業である
加工 販売	<ul style="list-style-type: none"> ジャム、ジュース、ソフトクリームなど、作物に応じた様々な加工方法がある 直売所、ネット販売、収穫体験など消費者に直接販売することができる 加工、接客、清掃など、業務の幅が広がる 	○ 適材適所であれば、障がい者が担える可能性は高い 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> 加工については、工程を分割して単純化する必要がある 果樹園としての来客対応や清掃など、障がい者の仕事づくりになる

※1 樹木の生育や結実を調節するため、枝の一部を切り取ることを。

※2 unnecessaryな芽を取り除くこと。主となる枝に養分を集中させるために行う。

※3 よい果実を得るために、適当な数の花を残して他を摘み取ることを。

※4 よい果実を得たり、枝を保護したりするために、余分な果実を摘み取ることを。

※5 果物の実を、傷の有無や大きさなどによってえり分けること。

③ 家畜利用型

<酪農>

酪農は、毎日固定した作業があることから、通年での就労が期待できる。早朝と夕方に搾乳し、昼の時間帯に給餌や清掃を行うという形態が一般的である。

近年の道内酪農については、放牧を中心とした省力化への取り組み、家畜福祉を意識した生き物にやさしい酪農への取り組み、アニマルセラピーといった経済性とは異なる観点からの家畜利用が注目されている。このような取り組みは、障がい者就労にとってプラスに働くものと考えられる。また6次産業化などにより、高付加価値の酪農を志向する農家も増えつつあり、従来よりも障がい者就労の可能性は高くなっている。

図表 23 酪農業の作業内容と障がい者就労の可能性

作業名	作業内容	障がい者就労の可能性
さくにくゆう※1 搾乳	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の乳を搾る 通常、朝夕の2回実施する 家畜の移動、乳頭の消毒、搾乳器の取り付け、搾乳、搾乳器の取り外しを頭数分繰り返す 終了後、使用機材を消毒、洗浄する 	△ 熟練を要する 【理由】 ・酪農家の収入に直結する作業であり、責任が重い ・汚物混入などがあった場合、その日に搾乳した全量を捨てることとなる
きゅうじ 給餌※2	<ul style="list-style-type: none"> 家畜に餌を与える 餌は乾草や配合飼料（トウモロコシや大豆かすなどを混ぜた家畜用の餌）で、一頭あたり一日10～30Kgを与える 数回に分割して与える 古い餌を捨てる、餌を混ぜる、餌場に運ぶ、散らばった餌をまとめる 	◎ 定型的な作業が多く、障がい者が担える可能性は高い 【作業例】 ・材料の重量を計測し、混ぜる作業 ・餌の運搬作業 ・家畜がエサを食べやすいように口元に寄せる作業 ・餌場の清掃
清掃 (除糞※3)	<ul style="list-style-type: none"> 家畜舎などを清掃する 糞尿と一緒に敷きワラやおが屑を堆肥舎に運び出す パワーショベル付きの特殊車両を使用する人が多い 機械の入れないところや仕上げ作業はスコップを使用して人の手で行う 	○ 機械作業以外の面で、障がい者が担える可能性は高い 【理由】 ・機械作業以外は、スコップなどで糞尿を掻き出す作業が主であり、体力が必要である ・熟練者の指示により、作業前後に家畜を移動する必要がある
保育※4	<ul style="list-style-type: none"> 一日数回、粉ミルクなどを溶かし、一定の温度にしたものを哺乳瓶で仔牛に与える 仔牛の糞尿などを清掃する 仔牛の体調管理などはベテランが行う 	○ 障がい者が担える可能性は高い 【作業例】 ・粉ミルクを計量して検温する作業 ・哺乳瓶で仔牛にミルクを与える作業 ・仔牛は糞尿の量が少ないので、清掃などが比較的容易
管理	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の状態を把握する 家畜の病気や怪我を治療する 家畜の種付けや分娩の介助をする 設備の補修など、農場全体を管理する 	△ 熟練を要する 【理由】 ・家畜に関する熟練した知識と経験が必要である
加工 販売	<ul style="list-style-type: none"> 対面販売、ネット販売、イートインなどにより販売する ソフトクリーム、プリン、チーズなどに加工する 加工、運搬、箱詰め、接客、清掃などの関連作業がある 	○ 適材適所であれば、障がい者が担える可能性は高い 【理由】 ・加工については、工程を分割して単純化する必要がある ・シール貼り、箱詰めなど単純作業の抽出が可能である

※1 家畜などの乳を搾ること。現在の酪農では搾乳器（ミルカー）を使用する方法が一般的。

※2 家畜に餌を与えること。現在の酪農では通常一日に2回以上行われる。

※3 畜舎の床面などに溜まった家畜の糞尿を取り除くこと。

※4 幼齢の家畜を、親に代わって育てること。親から搾った乳や代用乳を、哺乳瓶などで与える。将来の家畜としての能力を高め、人間に慣れさせるために行われる。

<畜産>

畜産業は、家畜を飼育して、肉や毛皮、卵などを生産する農業である。肉牛や豚の場合、収益性を高めるため、大規模化、多頭飼育化による一貫経営が主流となっている。北海道は肉牛の生産量が全国一であり、ブランド化されているものも多い。肉牛以外では羊や馬など、多様な家畜が生産されており、肉類の生産よりも観光に特化した形態の農場も多数存在する。養豚や養鶏に関しては、熟練した作業員の支援により、障がい者が働いている事例が多く見受けられる。加工品の生産のみではなく、糞尿の堆肥化や観光化など、地域の諸産業と連携した多様な展開が期待される。

図表 24 畜産業の作業内容と障がい者就労の可能性

作業名	作業内容	障がい者就労の可能性
給餌※1	<ul style="list-style-type: none"> 家畜に餌を与える 畜舎により、機械化されている場合と、スコップなどで一頭ずつ与える場合があり、成長段階に応じて、餌の内容や量に変化する 餌は、飼料穀物や野菜くずなどを自家配合したものや、市販のものがある 食べ残しの清掃作業がある 	◎ 障がい者が担える可能性は高い 【作業例】 <ul style="list-style-type: none"> 餌を配る前後の清掃作業 穀物や野菜くずの重さを量る作業 飼料を混ぜる作業 飼料を餌場まで運ぶ作業
清掃 (除糞※2)	<ul style="list-style-type: none"> 糞尿や汚れた敷きワラ、おが屑などをスコップなどで集めて捨てる 機械化されている場合もあるが、細かい場所や隙間については手作業が必要である 病気を発見するため、糞尿の状態を確認しながら行う 	○ 機械作業以外の面で、障がい者が担える可能性は高い 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> 機械作業以外は、スコップなどで糞尿を掻き出す作業が主であり、体力が必要である 熟練者の指示により、作業前後に家畜を移動する必要がある
消毒 清掃	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の病気や汚染を予防するため、畜舎を消毒する 噴霧器などを使用して、特殊な薬剤を畜舎にまんべんなくかける 肉や卵が汚染されないよう、清掃・消毒・乾燥の過程を繰り返す 	△ 熟練を要する 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> 病気が広がった場合、家畜を処分するなど重大なダメージがあるため、慎重な作業が要求される 薬剤の種類によっては、注意が必要なものがある 消毒前後の家畜の出し入れなど、補助業務は可能である
種付け※3 分娩※4	<ul style="list-style-type: none"> 種付けには自然交配と人工授精がある 人工授精は獣医師、人工授精師が行う 分娩は、清潔な分娩房などに家畜を移動し、生まれた子豚の消毒や保温を行う 異常分娩の場合、特殊な介助が必要である 	△ 熟練を要する 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> 獣医師、人工授精師、熟練者が作業を行うため、家畜の確保、家畜をおさえておく仕事がある 分娩には様々なパターンがあり、家畜に関する熟練した経験と知識が要求される
管理作業	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の状態を観察しながら、餌や薬などを調節する 家畜の病気などを発見し、必要に応じて隔離、治療する 家畜の生育段階に応じて、保育舎、育成舎、繁殖舎、分娩舎などに移動する 繁殖能力が低下した家畜などを、定期的に入れ替える 施設の補修など、農場全体を管理する 	○ 一部の作業については障がい者が担える可能性は高い 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> 家畜の状態観察は熟練を要する 畜舎外の環境美化、除草、草刈りなどの軽作業がある その他、熟練者の指示による作業は可能である
出荷	<ul style="list-style-type: none"> 家畜を加工場などに出荷する 出荷する家畜を捕獲する 捕獲した家畜を計量する 計量した家畜をトラックなどに積み込む 	◎ 障がい者が担える可能性は高い 【作業例】 <ul style="list-style-type: none"> 出荷の目印をつけた家畜の捕獲 家畜のトラックなどへの積み込み
加工 販売	<ul style="list-style-type: none"> 衛生上、専用の加工場を必要とする ハム、ソーセージ、ウインナーなど、家畜の種類に応じた加工製品がある 加工、販売、接客、清掃など、業務の幅が広がる 	○ 適材適所であれば、障がい者が担える可能性は高い 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> 加工については、工程を分割して単純化する必要がある 販売に伴う障がい者の仕事づくりが可能である

※1 家畜に餌を与えること。家畜により、餌の量や内容、回数は異なる。

※2 畜舎の床面などに溜まった家畜の糞尿を取り除くこと。

※3 家畜などの繁殖や改良のために、優良種の雄と雌を交配すること。

※4 家畜の出産。帝王切開の手術や逆子への対応など特別な助産が必要な場合がある。

第三章 「農福連携」の実践事例

1. 事例調査の概要

① 調査方法

事例調査の対象は、「営農内容」及び「障がい者就農の形態」という2つの視点で整理し、特徴や就農方法が異なる調査対象を選定した。

調査先では、経営主の方や支援員の方を対象に①農福連携に取り組んだ動機・きっかけ、②これまでの経緯、③現在の経営状況、④障がい者が担う仕事、⑤農福連携に取り組む上での工夫点、⑥取り組み成果と課題、⑦利用した制度等、⑧今後の展望、⑨地域の関係機関との関わりについてヒアリングを行った。

② 調査対象

<道外実践事例>

	訪問日	訪問場所	概要
Case 1	7月30日	有限会社 小林アドバンスデイリー @岡山県岡山市	ヤギ乳の生産、加工、販売を行ってきた事業者が就労A型事業所を作り、障がい者を雇用。
Case 2	8月19日 8月20日	株式会社 チャレンジドジャパン @宮城県仙台市	就労移行支援事業所が就労訓練として農作業を受託。
Case 3	8月5日	株式会社 阿蘇たいちゃん農場 @熊本県阿蘇市	新規就農者である代表が、様々な人が携われる農業を目指す過程で障がい者を雇用。
Case 4	8月6日 8月7日	社会福祉法人 白鳩会 花の木農場 @鹿児島県南大隅町	社会福祉法人を設立し、就労訓練の場として「農業」を選択。生産・加工・販売まで手掛ける。
Case 5	8月26日	京丸園株式会社 @静岡県浜松市	障がい者にできる仕事を作るという発想で経営強化を図った農業生産法人。主に水耕栽培を行う。

<道内実践事例>

	訪問日	訪問場所	概要
Case 1	9月10日	合同会社 竹内農園 @北海道北広島市	「農福連携」の形を目指して新規就農し、施設外就労を受け入れている事例。代表者は、障がい者施設での勤務経験がある。
Case 2	9月18日	株式会社 九神ファームめむろ @北海道十勝芽室町	道外の食品メーカーが出資する形で設立した就労A型施設。
Case 3	9月24日	社会福祉法人 はるにれの里 @北海道石狩市	社会福祉法人が就労訓練の場として菌床シイタケを生産している事例。近年、製薬会社と連携し、生薬の生産にも取り組んでいる。
Case 4	9月25日	有限会社 くさなぎ農園 @北海道帯広市	養鶏・養豚業に新規就農した代表が就労支援事業にも取り組む事例。NPO法人を設立し、グループホームも運営している。

2. 道外実践事例

【岡山県岡山市】

Case 1

障がい者が「縁の下の力持ち」となりヤギと触れ合える農場として開放

団体概要

団体名	有限会社小林アドバンスデイリー				
農園名	ルーラルカプリ農場				
事業内容	酪農（ヤギ乳の生産 加工販売） 畜産（ペット用ヤギ 肉用ヤギの生産）				
農福連携の方法	NPO 法人 RCF（就労継続支援 A 型事業所）に農作業を委託				
従業員	30 人 うち障がい者数 25 人	身体 4 人	知的 4 人	精神 16 人	その他 1 人
障がい者の勤務形態	時間	週 20 時間 8 時 00 分から 18 時 30 分 (シフト制)			
	期間	通年			



取り組み概要（事業内容・きっかけ）

【事業内容】

有限会社小林アドバンスデイリーは、明治時代から続く酪農家を継いだ小林氏が、乳牛中心からヤギを中心とした酪農に移行するタイミングで 2006 年に設立した法人で、ルーラルカプリ農場（ルーラルは田舎、カプリはヤギの意）を運営している。（小林氏は、同法人を立ち上げる前から障がい者を一般雇用していた。）

農場は、人口約 71 万人を擁する岡山県岡山市の東部、市内中心部から車で約 30 分という立地条件にある。現在は、ヤギ約 120 頭のほかに、豚、ミニチュアホース、ウサギなども飼育している。ありのままの酪農を知ってほしいという代表者の思いから、農場は無料で一般開放され、自由に見学することができる。農場の主な収入源は、ヤギ乳加工商品（ヨーグルト、チーズ、プリンなど）の販売、ペット用ヤギ、肉用ヤギの販売である。販売先は、農場に来る個人客のほか、首都圏や関西の高級食材を扱うレストラン、家畜商などを中心としている。

2009 年に設立された NPO 法人 RCF は、ルーラルカプリ農場の農作業を障がい者が担うために設立された就労継続支援 A 型事業所である。現在は、25 名の障がい者が、シフト制で一日 4 時間、週 20 時間の農作業を行っている。障がい者は、ハローワークや医療機関からの紹介で NPO 法人 RCF を利用し、農場のヤギの世話や清掃などの管理作業に従事している。農場の直接の収入源となるヤギ乳の生産や加工販売は、有限会社小林アドバンスデイリーが行っている。

【きっかけ】

障がい者雇用のきっかけは、ヤギ酪農に移行する以前の乳牛酪農のころ、近隣の農家が障がい者を雇用していたこと、障がい者の勤労意欲の高さに魅力を感じたこと、岡山市の社会適応訓練事業を利用できたことなどがあげられる。

取り組みのポイント

- 大型機械を使わずに手作業を中心にすることで、障がい者ととも仕事ができる環境を整備している。
- 障がい者雇用を前提とした農業経営を行っている（飼養家畜を牛からヤギに小型化、農場を一般開放し農場内で直接加工品等を販売）。

障がい者が担う仕事について

障がい者が担う仕事内容	仕事をする上での工夫点
<ul style="list-style-type: none"> ・ヤギの餌の調合、運搬、給餌、餌寄せ、餌場や水場などの清掃 ・畜舎内の清掃、糞尿や敷き藁の除去と運搬（機械が入ることのできない場所の清掃） ・畜舎外の休憩所、トイレ、ベンチ、イス、通路、駐車場などの清掃（畜舎外にいる仔ヤギの糞などを集める作業） ・その他、手数を要する作業（畜舎外の仔ヤギの確保、仔ヤギへの哺乳、ヤギの角の除去、耳標付け、牧柵の設置など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確さが必要な作業は、紙に書いて指示している。 ・支援員やベテランの障がい者が作業を確認し、複数で行っている。 ・餌箱に餌のレシピと運ぶ場所を記載し、確認しながら作業を行っている。 ・仕事がないときは掃除をするように指示している。 ・手作業の割合を増やすため、機械を使わないようにしている。 ・各作業について、時間と人数に余裕を持たせた配置をしている。

【作業の様子】



写真1 餌の調合



写真2 施設の清掃



写真3 仔ヤギへの哺乳

農業に従事したことによって見られた変化

障がい者：閉じこもりがちだった精神障がい者が、積極的に話をするようになった。

：仕事を継続する体力が付き、作業の進め方を工夫するようになった。

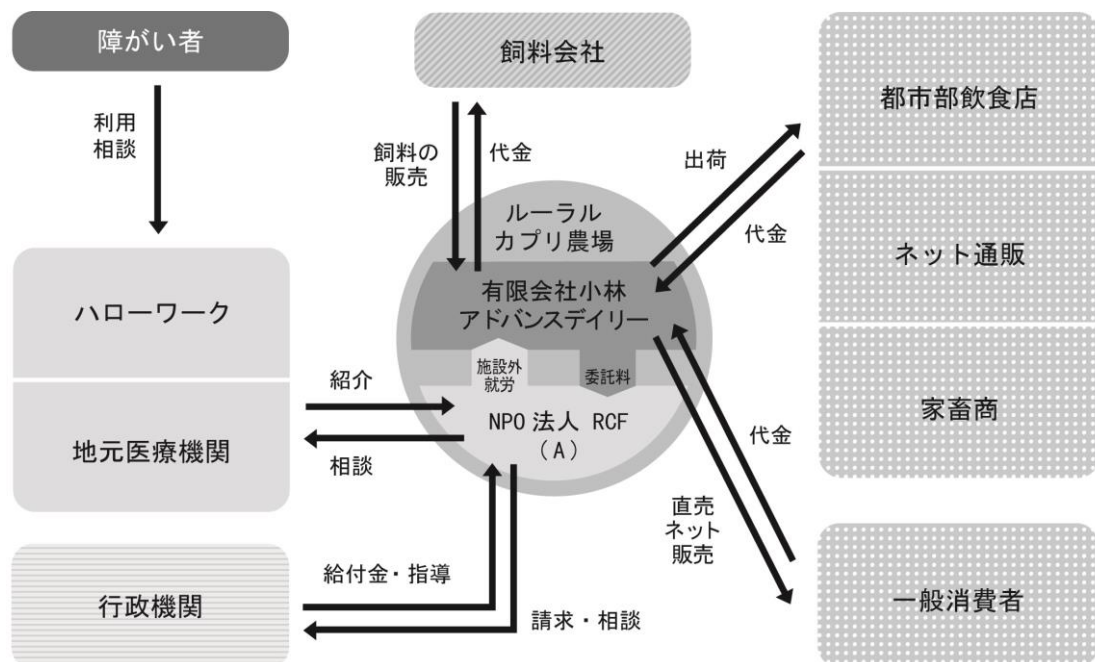
従業員：障がい者とともに作業をすることで、障がい者の特性や考え方を理解するようになった。

：相手に伝わる指導方法を考えるなど、自然と仕事の進め方を工夫するようになった。

経営面：人手があることで人材に余裕ができて、ゆとりある職場となり、働きやすい環境になった。

：機械を使わないことで、仕事が誰にでもできるように単純化された。

事業スキーム



地元大規模農家との連携で、訓練項目に「農作業」を組み込む

団体概要

団体名	株式会社チャレンジドジャパン				
事業所名	ひゅーまにあ広瀬川				
事業内容	就労移行支援事業				
農福連携の方法	地元農家から農作業を受託（施設外就労）				
従業員	9人 障がい者数 20~30人	身体 1割	知的 2割	精神 7割	その他
障がい者の勤務形態	時間	2時間30分/日 9時00分から11時30分 (含 休憩30分)			
	期間	通年			



取り組み概要（事業内容・きっかけ）

【事業内容】

株式会社チャレンジドジャパンは、障がい者の就労移行支援事業を行っている。経営方針として、障がい者の進路満足度100%を目指しており、一般就労に限らず福祉就労も含め、障がい者自身やその家族が満足できる進路をともに考えることを大切に障がい者支援に取り組んでいる。

同法人は、関東や東北に11箇所の事業所を展開しており、その中の一つである「ひゅーまにあ広瀬川」では、パソコン事務訓練、マナー・コミュニケーションスキル習得などの就労訓練を行っている。また、この事業所では、障がい者就労のサポートの一環として、就労に必要な体力づくりや生活リズムを整えるために「農作業」を取り入れている。ひゅーまにあ広瀬川は、仙台市内で農業を営む「株式会社北東ファーム」と業務委託契約を結び、障がい者は1日2時間30分、北東ファームの農地で農作業を行っている。

北東ファームは小ナスやレタスを生産する宮城県内では規模の大きい農家で、通年で農業を行っている。そのため、ひゅーまにあ広瀬川は安定的に作業を受注できる環境を構築することや、福祉的な要素と農業との連携に集中できるなどの利点がある。また、農家にとっても人手不足が解消されて、作業計画が立てやすくなるなどの利点がある。

【きっかけ】

チャレンジドジャパンの代表は、千葉にある農家が耕作放棄地を探して畑を広げているという情報を入手して、その農家へ話を聞きに訪問したことが、今の取り組みのきっかけであった。その農家では、以前、知的障がい者を雇用して農作業をしてもらっていたことがあり、障がい者の訓練として農業を利用できるという福祉の利点と、軽作業にかかる人件費を節約できるという農業の利点、お互いにメリットがあると感じ、千葉にある事業所の訓練項目に「農作業」を取り入れた。

千葉にある事業所での実績から、ひゅーまにあ広瀬川の訓練項目に「農作業」というメニューを取り入れることを決めた。

取り組みのポイント

- 大規模農家と提携することによって、年間を通して安定的に作業を受注できる環境を構築している。
- 訓練項目に「農作業」を取り入れる事により、障がい者の訓練の選択肢を広げている。
- 農作業に携わることで障がい者の生活習慣を改善している。

障がい者が担う仕事について

障がい者が担う仕事内容	仕事をする上での工夫点
<ul style="list-style-type: none"> ・手作業で草取り ・スコップでの、土づくり ・セルトレイ（小さいくさび型のポットが連結して並んでいる育苗パネル）を使用しての種まき ・2人1組のグループを作り、支柱立て、畑の定植 ・小ナスなどの収穫 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特徴を考慮した配置をしている。（スピードが必要な作業は、障がいの程度が軽い人を配置する） ・収穫サイズの目安となる道具を活用している（視覚的に指示している）。 ・作業用手袋、帽子、レインウェア、虫除けスプレー、水分、塩飴を用意している。 ・①農業を訓練として持続可能なレベル、②農家として必要な作業量を常に意識して作業を組み立てている。

【作業の様子】



写真1 小ナスの収穫サイズを確認する道具



写真2 小ナスの収穫



写真3 グループワークの様子

農業に従事したことによって見られた変化

障がい者：協力して作業を行う楽しさを体感し、性格が明るくなった。

：屋外作業を行う事で、体力がついた。

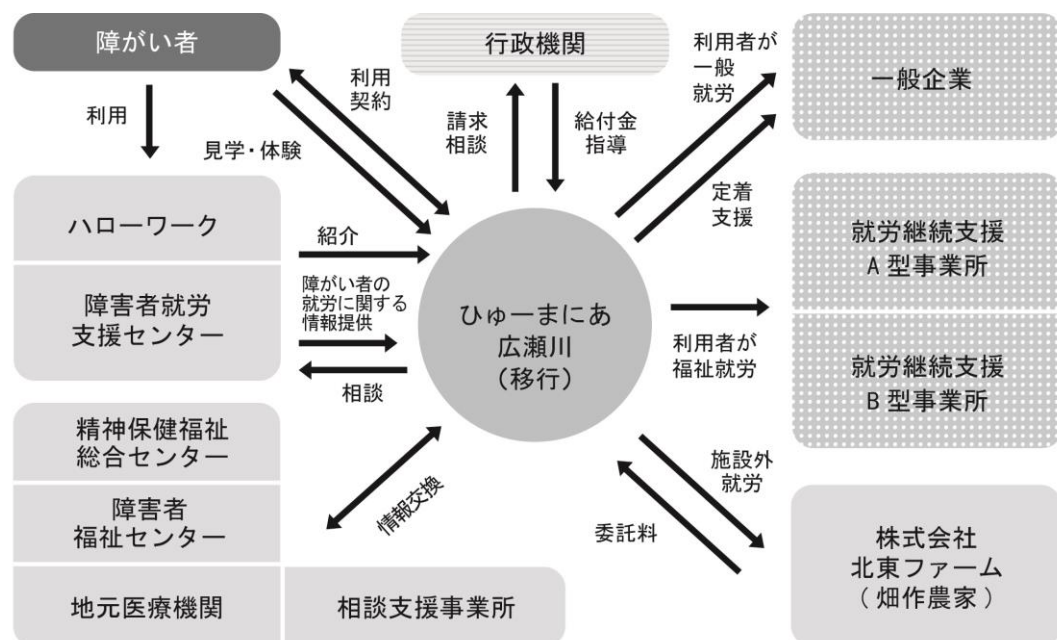
：昼夜逆転した生活習慣が改善された。

従業員：障がい者の個性や長所をより理解することができ、農業以外の訓練を支援する上で役立った。

：楽しかった、清々しかったなどの感想が多く、支援の選択肢が広がった。

経営面：訓練項目に農作業というメニューがあることで、新規の利用者を募る際のアピールポイントが増えた。

事業スキーム



障がい者の就農に可能性を感じ、障がい者を直接雇用

団体概要

団体名	株式会社 阿蘇たいちゃん農場				
農園名	阿蘇たいちゃん農場				
事業内容	米、野菜の生産 生産物の直接販売 化学メーカーと農場設備の共同開発				
農福連携の方法	障がい者を直接雇用（社保完備）				
従業員	8人	身体	知的	精神	その他
	うち障がい者数1人	1人	0人 来春2名雇用	0人	0人
障がい者の勤務形態	時間	8時00分から17時00分			
	期間	通年			



取り組み概要（事業内容・きっかけ）

【事業内容】

株式会社阿蘇たいちゃん農場は、2001年に代表取締役会長の田中氏が新規就農した際に開設した農場である。新しい農業のスタイルづくりを目指し、既存の農業経営にとらわれず独自の経営を行っている。主な生産品目は米、野菜である。生産物は自社ブランドとして商品展開を行い、地元のデパート、スーパー、米穀店、飲食店、JAなどに出荷している。また、大阪市内の化学メーカーと協力し、米を原料としたパッケージの開発や、ソーラーパネルを利用したブルーベリー栽培に取り組むなど、農業経営で新しい技術を積極的に取り入れている。

障がい者雇用を始めた2009年から、障がいの種別に関わらず、複数の障がい者を農場で雇用して野菜生産に従事してもらってきた。さらに同年、地元の社会福祉法人からの施設外支援の受け入れを開始した。田中氏は農場に来る障がい者一人一人に適した仕事ができるように努めたが、法人と障がい者支援に対する考え方に相違が生じ、2012年に受け入れを中止した。

施設外支援の受け入れを行った経験から、農業者として福祉側の考えを学ぶ必要性を感じた田中氏は、障がい者就労の受け入れ体制の立て直しを行った。その第一歩として、「障がい者就業支援センター」の研修や見学の受け入れを始めている。また、2015年度より新たに知的障がい者2名の雇用を予定している。さらに、障がい者雇用の受け皿として水耕栽培施設を建設し、障がい者雇用を拡大していく予定である。

【きっかけ】

田中氏は就農前、熊本市内で飲食店を経営していた。飲食店経営当時、自閉症の障がい者と触れ合う機会があり、自身が経営する飲食店でその障がい者を雇用した。障がい者に仕事を教えると、仕事を覚えるまで多くの時間を要したが、手を抜かずに仕事を行っていた。そこから田中氏は障がい者雇用の可能性を感じるようになった。

田中氏は飲食店経営をやめ、2001年より阿蘇市で新規就農した。2009年に農場近くに住む障がい者を子に持つ母親に「精神障がいのある自分の子供を働かせてほしい」と相談を受けた。飲食店で障がい者を雇用していた経緯から、農場で働いてもらうようになった。

取り組みのポイント

○飲食店経営の経験のある「新規就農者」として経営を多角化させる中で、障がい者も含めて多様な人が働ける場を作っている。

○阿蘇地方を農業産業地域に育て、「阿蘇」をブランド化することを目標にしている。

障がい者が担う仕事について

障がい者が担う仕事内容	仕事をする上での工夫点
<ul style="list-style-type: none"> ・育苗用ポットに土をいれ、種や苗を入れる作業 ・畝に定植用の穴を掘り、苗を植える作業 ・手作業での草取り ・ホースを用いての水まき ・収穫時に判断が不要な作物の収穫 ・収穫物が腐敗しているかの選別、サイズの選別 ・従業員の運搬のサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な作業に挑戦させて障がい者に適した作業を見つけ出している。 ・工程を細分化し、最後まで作業ができない障がい者には、工程の途中まで作業をしてもらう。 ・障がい者の中で上下関係を作らないように、障がい者一人一人を別の作業場に配置している。 ・教えた作業を忘れても、何度も根気強く丁寧に教えていく。

【作業の様子】



写真1 農場風景



写真2 発芽状況の確認



写真3 育苗用ポットへの植替え

農業に従事したことによって見られた変化

障がい者：コミュニケーションが不自由な知的障がい者が農作業を通じてコミュニケーションを図るようになった。

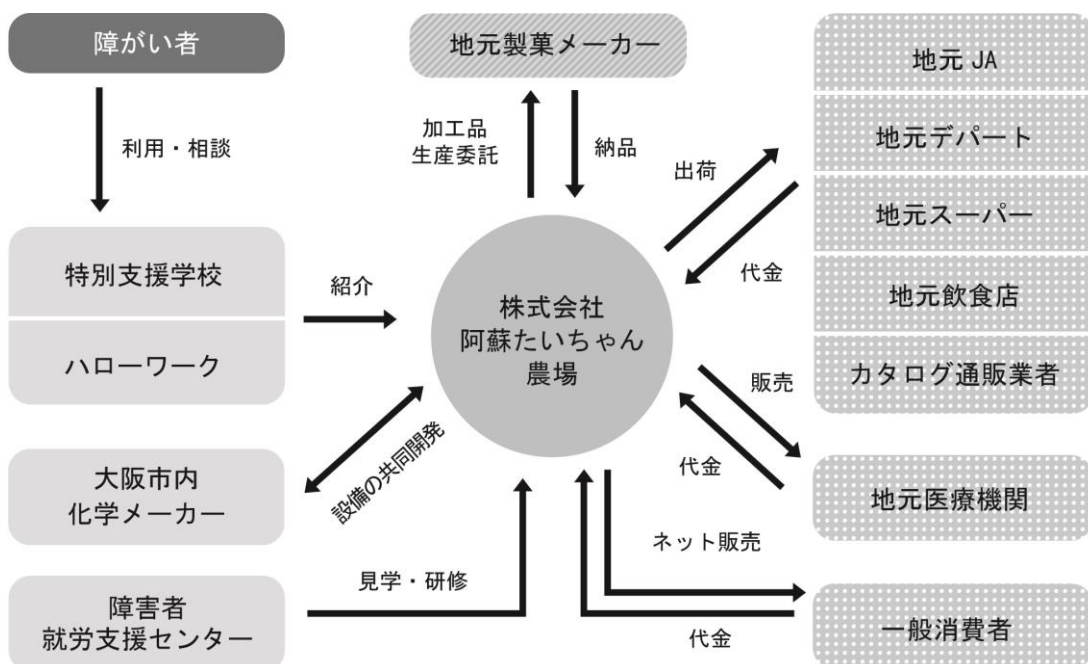
：農作業を通じて引きこもりだった子の心が癒された。

従業員：障がい者との仕事に抵抗を示した従業員が、徐々に、障がい者への深い理解を示すようになった。

：障がい者と従業員が良好なパートナーシップを作ることで作業効率が上がった。

経営面：障がい者雇用を始めた当初、近隣農家で障がい者雇用を理解を示す者はいなかったが、雇用を継続して積極的な交流を持つことで、障がい者雇用についての理解を示すようになった。

事業スキーム



社会福祉法人による職員と障がい者が一体となった企業としての農場

団体概要

団体名	社会福祉法人 白鳩会 花の木農場				
事業所名	セルフおおすみ(就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援、自立訓練(生活訓練)) セルフ花の木(就労継続支援 B 型、就労移行支援、自立訓練(生活訓練)、生活介護)				
事業内容	畜産・農業・食品加工 自社ブランド製品の販売				
農福連携の方法	法人が運営する農場・加工施設での就労、および農事組合から農作業受託				
従業員	144 人	身体	知的	精神	その他
	うち障がい者数 100 人	2 人	97 人	1 人	0 人
障がい者の勤務形態	時間	8 時 00 分から 17 時 00 分 9 時 00 分から 16 時 30 分 (週 5 日~6 日のシフト制)			
	期間	通年			



取り組み概要（事業内容・きっかけ）

【事業内容】

白鳩会は 1973 年に鹿児島県根占町(現、南大隅町)に設立された社会福祉法人である。現在では鹿児島市と南大隅町に合わせて 6 つの事業所を展開している。南大隅町で農福連携に関わる事業所として、農業生産を主に行う「セルフおおすみ」、加工を主に行う「セルフ花の木」がある。どちらの事業所も、同法人と「農事組合法人根占生産組合(後述のきっかけ参照)」が管理している「花の木農場」で展開を行っている。

「花の木農場」では、お茶栽培、にんにく栽培、水耕栽培、養豚などに加え、高い工賃を払うことを目指し、商品価値を高めるための 6 次化などを積極的に行っている。花の木農場のロゴとマークを商標登録し、独自ブランドの商品として花の木農場が運営するアンテナショップをはじめ、地元スーパー、道の駅、百貨店の物産展、ネット販売等多様な販路により販売している。なお、農場内にはレストランもあり、花の木農場の生産品を使った料理を提供している。

農場の運営方針として、農作業機械を扱うお茶生産、室内での軽作業があるにんにく栽培や水耕栽培、生き物と触れ合う作業がある養豚など、複数の農業形態を組み合わせることで、障がい者それぞれの適性に合わせた仕事に従事できるようにしている。また、障がい者の就労の場の選択肢を広げるため、施設の枠組みにとらわれずに農場内の希望する仕事が行える仕組みを作っている。

【きっかけ】

現理事長の中村氏は社会福祉法人を運営していく中で、障がい者が社会的に自立して生活を送ることが困難である現実を知った。障がい者を自立させるためには、中村氏自身の手で障がい者の働く場所を作り上げていく必要があると感じ、地場産業である農業を本格的に行うことで障がい者に高い工賃を支払うことを決意した。当時、社会福祉法人による農地取得は農地法上困難であったことから、1976 年に中村氏は「農事組合法人根占生産組合」を設立し、根占町の行動改善事業で売りに出されたミカン畑 5 ヘクタールを買い取り、農業への取り組みを開始した。

取り組みのポイント

- 障がい者の適性に合わせた仕事づくりのために生産品目を多様化している。
- 工賃上昇のために収益性を重視し、高品質な農産物加工品づくりに取り組んでいる。
- 福祉と農業と観光を結び付けて、過疎化に悩む南大隅町の地域起こしを目指している。

障がい者が担う仕事について

障がい者が担う仕事内容	仕事をする上での工夫点
<ul style="list-style-type: none"> ・養豚：交配時の従業員補助、出産時の仔豚のケア給餌、豚舎清掃、出荷の際の豚の誘導 ・お茶：定植、水やり、薬剤散布、栄養管理、草取り、茶摘み、パッケージング ・にんにく：堆肥散布、種子割り、定植、草取り、排水溝作り、薬剤散布、収穫、選別 ・水耕栽培：種まき、定植、収穫、清掃作業、出荷準備 ・精肉生産：枝肉解体作業、パッケージング ・加工食品生産：ハムの原料肉の調味料への浸漬・成形、燻製準備、ソーセージの腸詰、計量、袋詰め 	<ul style="list-style-type: none"> ・工程を細分化し、障がい者が理解しやすいよう、作業の単純化をしている。 ・障がい者には頭よりも身体で仕事を覚えてもらうようにし、根気強く繰り返し何度も作業指導を行う。 ・障がい者ができる作業、できない作業を従業員が判断し、作業分担をしている。 ・障がい者には色々な仕事に挑戦させ、できる作業の範囲を広げている。 ・枝肉解体は、傷をつけていい部位から作業してもらい、スキルアップに合わせて作業してもらう部位が増えていくようにしている。

【作業の様子】



写真1 茶畑の草取り



写真2 枝肉解体作業



写真3 水耕栽培野菜の加工

農業に従事したことによって見られた変化

障がい者：農作業をすることで、障がい者は精神面や情緒面が安定するようになった。

：体を動かす習慣が身についた結果、健康面の増進につながった。

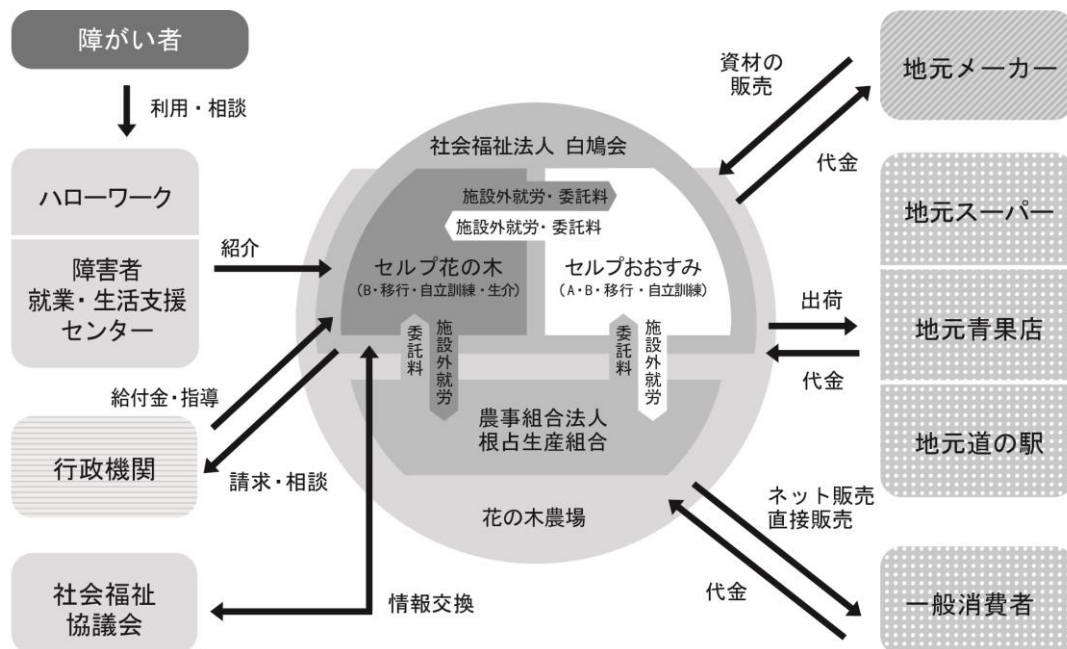
従業員：従業員と障がい者とがともに作業をすることによって、従業員の見聞を広げることができた。

：農業をきっかけに白鳩会に就職した従業員は福祉に関しても一生懸命に仕事をするようになった。

経営面：経営の規模を拡大していくことで、雇用を生み出す等の地域貢献をすることができた。

：能力に見合った工賃を支給することで、利益が出た際は賞与として障がい者に還元することができた。

事業スキーム



障がい者とともに働けるように工夫し、付加価値の高い農産物を生産

団体概要

団体名	京丸園株式会社				
農園名	京丸園				
事業内容	水耕栽培（ねぎ、みつば、ちんげん）				
農福連携の方法	障がい者を直接雇用（社保完備）し、能力に合わせた賃金を支払う				
従業員	58人	身体	知的	精神	その他
	うち障がい者数18人	4人	8人	6人 うち発達2人	0人
障がい者の勤務形態	時間	3時間30分～8時間/日 8時00分から17時00分 (シフト制)			
	期間	通年			



取り組み概要（事業内容・きっかけ）

【事業内容】

静岡県浜松市にある京丸園株式会社は、障がい者や高齢者など、老若男女あらゆる人々が就労できる「ユニバーサル農業」を目指す農業法人である。代々農業を営んでいた実家を現在の代表である鈴木氏が継承し、株式会社として京丸園を設立した。鈴木氏は、NPO法人しずおかユニバーサル園芸ネットワークの事務局長を担っており、農福連携の起業セミナー、農業サポーターの育成、コンサルタント事業などといった農福連携の普及活動にも取り組んでいる。

鈴木氏は、障がい者と関わる以前、「農家は種まきから出荷まで全ての作業が出来て一人前」と思っていたが、特別支援学校の先生から「作業をできるだけ細かく分解して、後で繋ぎ合わせればよい」という福祉の考え方を教わり、農業に福祉の視点である作業分解を取り入れる事で、誰もが働きやすい農園をつくることができると考えた。

京丸園では、通常より小さなサイズの「姫みつば」、「姫ねぎ」、「姫ちんげん」を周年栽培しており、地元JAを通じて全国約40市場に出荷している。障がい者雇用を始めてから生産品目に取り入れた「姫ちんげん」は、JAから苗を仕入れることで、安定的に生産ができるよう工夫している。

また、鈴木氏は、障がい者が働いている姿を見て、農作業を行いながらリハビリができるのではないかと考え、地元の機械メーカーや作業療法士などと連携し、リハビリのできる農作業機械の開発に取り組んでいる。

京丸園は、福祉の考え方を経営に取り入れたことで、生産効率が向上し、障がい者雇用の拡大、栽培面積の拡大、新しい生産品目の導入などを行うことができた。その結果、障がい者を雇う前と比べて売上が4倍以上に伸び、経営規模を拡大させている。

【きっかけ】

1995年、京丸園がハローワークで求人を出していた時に、知的障がい者である子供を連れてきた母親から、「お金はいらないから障がいのある自分の子供を働かせてほしい」と言われた。鈴木氏の中で、お金を貰わないのに働かせてくれということはどういうことか、「働く」とは何かを考え直すきっかけとなり、まずは、ボランティアという形で障がい者を農園に受け入れた。

取り組みのポイント

○「障がい者にとって働きやすい環境を整える」という視点を経営に取り入れて経営規模を拡大している。

○障がい者のケアは特別支援学校や就労移行支援事業所などと連携して実施している。

障がい者が担う仕事について

障がい者が担う仕事内容	仕事をする上での工夫点
<ul style="list-style-type: none"> ・種まき、定植作業 ・農作業機械の使用（虫取り、ねぎの裁断） ・収穫作業 ・ピンセットでねぎの種取り、みつばの下葉取り ・出荷準備作業（パック詰め、袋詰め、パッケージ・ラベル貼り） ・商品の梱包作業 ・トレーの洗浄、作業場の掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業を経験した事がない人が使用しても正確に定植ができるように、定植プレート（写真1参照）を開発し、使用させている。 ・地域の機械メーカーや作業療法士などと協力し、障がい者が働きながらリハビリのできる農作業機械を開発している。 ・様々な作業を細かく分解することで、誰もが何かしらの作業に関われるようにしている。 ・特別支援学校などと連携して障がい者のケアなどのサポートを受けている。

【作業の様子】



写真1 定植プレートを使った作業



写真2 機械を使ったねぎの裁断



写真3 出荷準備作業

農業に従事したことによって見られた変化

- 障がい者：開発した機械を使用することによって、作業を行いながらリハビリができるようになった。
 ：能力に応じて賃金が上がるため、仕事に対してやりがいを持つようになった。
- 従業員：障がい者を支えようと協力体制ができ、農園の雰囲気は優しくなった。
- 経営面：作業分解をすることにより、効率が上がった。
 ：売上が伸び、比例して経常利益が上がった。
 ：人手をかけられるようになったことで、無農薬で野菜を生産することができるようになった。

事業スキーム

